

本日の流れ

- ① 休眠預金制度とは
- ② 2021年度の公募について
- ③ 公募申請の留意点

休眠預金等活用制度について

公益財団法人
ふるさと島根定住財団

森山 忍

中国5県休眠預金等活用コンソーシアム

<https://kyumin-chu5.npoc.or.jp/>

「中国5県中間支援組織連絡協議会」が行う活動の一環として、協議会団構成団体間の情報とノウハウの共有を図り、より戦略的で効果的な事業展開を目指すと共に、中国地方での連携を高めることで、人材育成や事業展開、政策提言等の面において、それぞれが地域の支援を担う中間支援組織としての機能を高めていくことを目的として結成しました。



<2019年度>

・中国5県2019通常枠

<2020年度>

・中国5県新型コロナ対応緊急支援助成

・中国5県2020通常枠

<2021年度>

・中国5県2021通常枠

中国5県中間支援組織連絡協議会



広島、山口、島根、鳥取、岡山の中国5県中間支援組織で構成しています。

NPO等への支援を担う組織同士が情報とノウハウの共有を図り、より戦略的で効果的のある事業展開を目指すと共に、中国地方での連携を高めることで、それぞれが地域における中間支援組織としての役割を高めることを目的とし、定期的な連絡会の開催や協働での研修会等を実施しています。

島根では、(公財)ふるさと島根定住財団が所属し、今回の事業も担当しています。

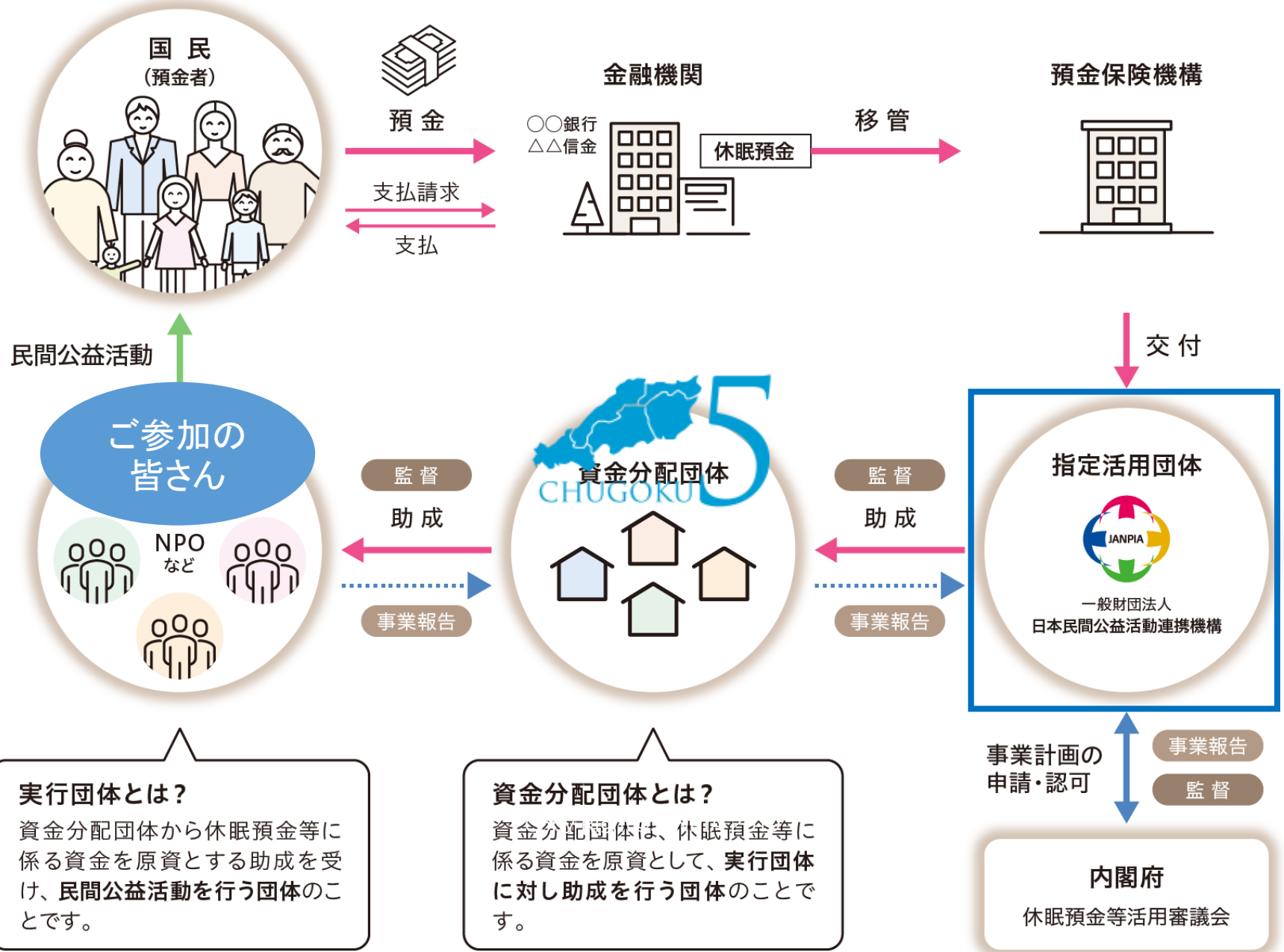


本事業の財源と 助成に至る仕組み



Copy Right@JANPIA 2019

休眠預金等活用の全体像



実行団体とは？
 資金分配団体から休眠預金等に係る資金を原資とする助成を受け、民間公益活動を行う団体のことです。

資金分配団体とは？
 資金分配団体は、休眠預金等に係る資金を原資として、実行団体に対し助成を行う団体のことです。

事業計画の申請・認可
 事業報告
 監督
内閣府
 休眠預金等活用審議会

JANPIAについて

一般財団法人日本民間公益活動連携機構
(Japan Network for Public Interest Activities:JANPIA)

休眠預金等活用法における「指定活用団体」

ビジョン(私たちが目指す方向性・長期目標)

誰ひとり取り残さない持続可能な社会作りへの触媒に。



ミッション

- (1) 社会の優先課題を提示
- (2) 資金支援
- (3) インキュベーター・アクセラレーター
- (4) 伴走型支援
- (5) 革新的手法の普及促進
- (6) 監督
- (7) 活動の広報、制度への参画の促進
- (8) 民間公益活動全体の把握
- (9) 事例の分析と活動への反映
- (10) 民間公益活動の担い手の自立化のための環境整備

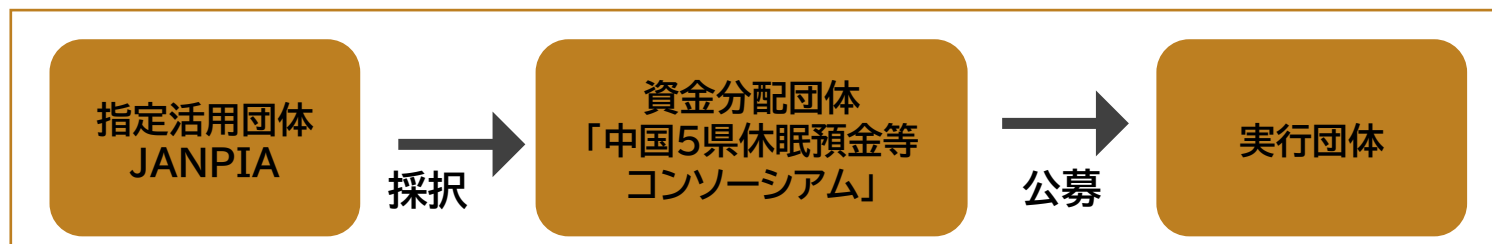
背景

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号)」が、2018(平成30)年1月1日に全面施行

(背景)

- ・日本は人口減少、高齢化の進展等に起因とする社会の諸課題に直面＝「社会の変化」
- ・行政の既存施策では十分な対応が困難な課題がある＝「行政の限界」
- ・民間が現場の実情に応じて機動的・柔軟にニーズに応じて支援＝「民間のノウハウ」

└───────────▶民間公益活動の促進に活用



休眠預金の活用によりめざす姿

活用の目的

- 1) 国、地方公共団体が対応困難な社会の諸課題の解決を図る
- 2) 民間公益活動の担い手の育成と民間公益活動に係る資金調達を整備

目的達成で期待される効果

- ・社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築
- ・民間公益活動を行う団体の資金的自立性と事業の持続可能性を確保



- ・ 社会課題解決能力の飛躍的な向上
- ・ SDGsの達成にも貢献



財源(休眠預金)の特性(国民の資産)から重視すること

- ・ 国民、ステークホルダー(多様な関係者)への事業の透明性や説明責任
- ・ 事業成果の可視化 ⇒ 社会的インパクト評価の実施
- ・ 民間公益活動を担う組織の能力強化を目的とした伴走支援(プログラム・オフィサーの確保と育成など)

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針

基本方針とは

中期的な視点から、休眠預金活用に関する意義や目標、基本的な事項等を定めるもの

休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則

- (1) 国民への還元
- (2) 共助
- (3) 持続可能性
- (4) 透明性・説明責任
- (5) 公正性
- (6) 多様性
- (7) 革新性
- (8) 成果最大化
- (9) 民間主導



【参考】

「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」(平成30年3月30日内閣総理大臣決定)は内閣府の休眠預金等活用担当室ホームページ参照。

https://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/kihonhoshin/kihonhoshin_1.pdf

<参考> 基本原則

(1) 国民への還元

原資が国民の資産であることに鑑み、休眠預金等を預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、休眠預金等に係る資金の活用の成果を広く国民一般の利益の増進に資するようにする。

(2) 共助

行政が本来行うべき施策（公助）の肩代わりではなく、共助の活動に焦点を当てた支援を行う。

(3) 持続可能性

民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間の資金を自ら調達できる環境の整備に資するよう休眠預金等に係る資金を活用し、社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みを構築する。

(4) 透明性・説明責任

指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体並びに政府の各主体は、成果を含めたあらゆる情報を国民に分かりやすい形で公表し、説明責任を果たす。

(5) 公正性

利益相反の防止等の徹底により、休眠預金等に係る資金の活用を公正に実施する。

(6) 多様性

優先的に解決すべき社会の諸課題及びその解決策は地域や分野等によって多様であることに十分配慮する。

(7) 革新性

各法令や公的制度のいわゆる「狭間」に位置している取組、前例のない取組等を対象に、多様な手法を用い、柔軟かつ効果的・効率的に休眠預金等に係る資金を活用し、その成果のより広範かつ発展的な展開等を進めることにより、ソーシャル・イノベーションを実現する。

(8) 成果最大化

一定のリスクを許容しつつ、社会の諸課題の解決に大きな成果を出すことが見込まれる事業を積極的に支援することにより、本制度全体でみた成果の最大化を図る。

(9) 民間主導

本制度の運用に当たっては、指定活用団体を中心に、各関係主体間の連携の下に民間主導で行い、行政の過度な干渉を避け、民間の発意を尊重する。

指定活用団体・資金分配団体・実行団体の役割



■ 指定活用団体

休眠預金等に係る資金の分配・管理等の役割にとどまらず、民間公益活動の好事例を積極的に創出・共有し、展開・発展させることで、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を促進する役割も担う必要。

■ 資金分配団体

「包括的な支援プログラム」を企画・設計し、実行団体に資金支援の役割にとどまらず、革新的な手法による資金の助成等や経営支援・人材支援等の非資金的支援を必要に応じ伴走型で実施。

これにより、民間公益活動の自立した担い手を育成する中心的な役割を担うことを期待。

■ 実行団体

事業の実施により社会の諸課題を解決するだけでなく、課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていくことも期待。

資金分配団体とその役割



資金分配団体とは

民間公益活動を行う実行団体に対し助成を行う団体



資金分配団体の7つの役割

- 1) JANPIA提示の「優先的に解決すべき社会の諸課題」を踏まえ、地域・分野等ごとの実情と課題を俯瞰的かつ具体的に把握・分析し、**案件の発掘・形成**を積極的に行う
- 2) 社会の諸課題の解決に向け、「**包括的な支援プログラム**」を企画・設計し、公募により**実行団体を選定し、資金支援及び非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供する**
- 3) 実行団体の事業の特性及び発展段階を踏まえつつ、**革新的手法により資金の助成、貸付けまたは出資を行うこと等を通じ、自立した担い手の育成を図る**
- 4) 実行団体による民間公益活動が適切かつ確実に遂行されるように、**実行団体に対する適切な監督**を行う
- 5) 民間の創意・工夫の発揮を促すように支援を行うことで、**社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実用化する**
- 6) 実行団体に対して、**現地調査を含む継続的な進捗管理及び成果評価を点検・検証し、その結果等の有効活用を促す**
- 7) 民間の資金を**民間公益活動に呼び込むための具体策を策定し、実施する**

実行団体とその役割

ご参加の
皆さん

実行団体とは

資金分配団体から休眠預金等に係る資金を原資とする助成を受け、民間公益活動を行う団体



実行団体の5つの役割

- 1) 行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは公的制度のいわゆる「狭間」に位置している具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。
- 2) 成果に着目しつつ休眠預金等に係る資金を効果的・効率的に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を推進する。
- 3) 民間の創意・工夫を十分に活かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実践する。
- 4) 自ら行う民間公益活動の成果評価を実施し、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で評価を有効に活用する。
- 5) 現場のニーズや提案、事業成果等を指定活用団体や資金分配団体にフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

2021解決を目指したい問題(各県の公募テーマ)

鳥取県	人口減少や高齢化に伴う働き手や地域の担い手の減少等、地域が抱える様々な課題を、分野・組織横断的な取組で解決し、持続可能なコミュニティ形成を図る
島根県	ITを活用した地域活性化や課題解決の仕組みや拠点づくり
岡山県	拠点の整備を通じた困難を抱える子ども・若者の居場所と就労支援の仕組みづくり
広島県	中山間地域を担う生業づくり
山口県	地域に関わる若者や移住者、地域住民が暮らし続けられるコミュニティづくり
香川県	空き家を活用した生業づくりとそれを支える仕組みづくり